

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項、第五項及び第六項並びに第六条第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「3の項及び4の項」を「2の項、4の項、5の項及び7の項」に、「ロの(1)」を「ロの(1)及び(3)」に改め、同条第三号中「(8)の2の項」を「(8)、(9)の2の項」に、「(9)の1の項、(10)の3の項、(13)の2の項、(15)の2の項、(16)、(20)の1の項、(21)の1の項、(25)、(31)、(32)、(33)の1の項、(41)の6の項」を「(10)の1の項、(11)の3の項、(14)の2の項、(16)の2の項、(17)の2の項及び4の項、(21)の1の項、(22)の1の項、(26)、(32)、(33)、(34)の1の項、(42)の6の項」に、「(44)の1の項及び3の項、(47)、(48)、(51)の2の項、(55)並びに(56)の2の項」を「(45)の2の項及び4の項、(48)、(49)、(52)の2の項、(56)並びに(57)の2の項」に改める。

別表第一の表二の第一の四のロの(1)中33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項の次に次の一項

を加える。

32	<i>Onychodactylus pyrrhonotus</i> (ホムラハコネサシヨウウオ)
----	--

別表第一の表二の第一の六のイの(4)中5の項を10の項とし、4の項を7の項とし、同項の次に次の二項を加える。

8	<i>Graphoderus adamsi</i> (マルガタゲンゴロウ)
9	<i>Hydaticus pacificus conspersus</i> (オオイサセンジシムゲンゴロウ)

別表第一の表二の第一の六のイの(4)中3の項を4の項とし、同項の次に次の二項を加える。

5	<i>Cybister rugosus</i> (ヒメフチトリゲンゴロウ)
6	<i>Dytiscus marginalis czerskii</i> (エゾゲンゴロウモドキ)

別表第一の表二の第一の六のイの(4)中2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2	<i>Cybister chinensis</i> (ゲンゴロウ)
---	-----------------------------------

別表第一の表二の第一の六のイの(4)に次の一項を加える。

11	<i>Prodaticus vittatus</i> (オキナウスジゲンゴロウ)
----	--

別表第一の表二の第一の六のロ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

	(3) こばんむし科
1	<i>Ilyocoris cimicoides exclamationis</i> (コバンムシ)

別表第一の表二の第一の六のニの(3)中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表の第一の六のニの(3)に1の項として次の一項を加える。

1	<i>Melitaea ambigua nippona</i> (コヒョウセンホドギ)
---	---

別表第一の表二の第一の九のイ中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

	(2) あじあざりがに科
1	<i>Cambaroides japonicus</i> (ニホンザリガニ)

別表第一の表二の第二中(57)を(58)とし、(45)から(56)までを(46)から(57)までとし、同表の第二の(44)中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表の第二の(44)に1の項として次の一項を加える。

1	<i>Astilbe tsushimensis</i> (ツシマアカシヨウマ)
---	---

別表第一の表二の第二中(44)を(45)とし、(38)から(43)までを(39)から(44)までとし、同表の第二の(37)中4の項を5の

項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2	<i>Lepisorus clathratus</i> (トヨグサウラボシ)
---	--

別表第一の表二の第二中(37)を(38)とし、(17)から(36)までを(18)から(37)までとし、同表の第二の(16)中2の項を4の項とし、1の項を2の項とし、同項の次に次の一項を加える。

3	<i>Lomatogonium carinthiacum</i> (ヒメセンブリ)
---	---

別表第一の表二の第二の(16)に1の項として次の一項を加える。

1	<i>Comastoma pulmonarium</i> subsp. <i>sectum</i> (サンブクグンドウ)
---	--

別表第一の表二の第二中(16)を(17)とし、(8)から(15)までを(9)から(16)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8)	なでしこ科
-----	-------

1	<i>Silene uralensis</i> (タカネマンテマ)
---	-----------------------------------

別表第三の第一中(18)を(19)とし、(5)から(17)までを(6)から(18)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5)	なでしこ科
-----	-------

1	<i>Silene uralensis</i> (タカネマンテマ)
---	-----------------------------------

別表第四の第一の一のイの(1)中24の項を25の項とし、23の項の次に次の一項を加える。

24	<i>Onychodactylus pyrrhonotus</i> (ホムラハコネサシヨウウオ)
----	--

別表第四の第一の三のイに次のように加える。

(2) こばんむし科	
1	<i>Ilyocoris cimicoides exclamationis</i> (コバンムシ)

別表第四の第一の三中イをロとし、その前に次のように加える。

イ 甲虫目	
(1) げんごろう科	
1	<i>Cybister chinensis</i> (ゲンゴロウ)
2	<i>Cybister rugosus</i> (ヒメフチトリゲンゴロウ)
3	<i>Dytiscus marginalis czerskii</i> (ユヅゲンゴロウモドキ)
4	<i>Graphoderus adamsii</i> (ヤルガタゲンゴロウ)
5	<i>Hydaticus pacificus conspersus</i> (オオイチモンジツマゲンゴロウ)

6 *Prodaticus vittatus* (オキナクスジゲンゴロウ)

別表第四の第一に次のように加える。

五 軟甲綱

イ 十脚目

(1) あじあざりがに科

1 *Cambaroides japonicus* (ニホンザリガニ)

附 則

この政令は、令和五年一月十一日から施行する。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてホムラハコネサンシヨウウオ等を追加する等の必要があるからである。